



本巢市告示第112号

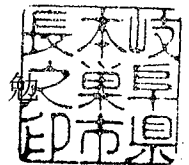
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年10月1日

本巢市長 藤原 勉



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	面積	筆数	森林所有者 件数	備考
1	外山・木知原地区	52、58、59	29.56ha	24筆	7件	整理番号 集R2第1号 ～7号

2 縦覧場所 本巢市役所林政部林政課

3 本公告により、本巢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。